

番号	ご質問	回答	ガイドラインのページ
1	「再生エネルギー利用率50%」の目標達成には再生エネルギー指定無しの証書を活用したプランでは達成出来ないという事になるのでしょうか。	再生エネルギー指定無しの証書は、再生可能エネルギー利用量として利用できません。具体的に利用できる証書は以下です。 ・グリーン電力証書 ・再生エネルギー指定のJクレジット（省エネ、森林吸収は除く） ・FIT非化石証書 ・再生エネルギー指定の非FIT非化石証書	赤本p24
2	2030年までに目標水準の到達の目途が立たない場合はどうすればよいですか。	「計画書第1号様式その3(1)」の「再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策等目標設定に係る措置の考え方」の欄に、目標水準の達成が難しいことを記載の上、設定目標をご記載ください。	赤本p46
3	「計画書第1号様式その3(2)」に記載する発電所情報は、電源種が同一であれば「○○発電所等」とりまとめて記載してよいでしょうか。	低圧太陽光については集約し記載することは可能です。都道府県単位、あるいは区市町村単位で集約して記載してください。太陽光以外の電源種による発電については発電事業所ごとの記載をお願いいたします。	赤本p50
4	「計画書第1号様式その3(2)」に記載する発電所情報は公表内容に含めないことが出来るとありますが、(報告は実施するが)公表内容に含めない旨をどのように申告するのでしょうか。	・電源情報につきましては、「発電事業者又は需要家との契約により、第三者への公開ができないもの」及び「他の特定事業者その他の関係事業者との競争関係により、経営に大きく影響するもの」に該当することを明らかにしていただいた上で、これらを公表内容に含めないことが可能です。非公表とする「箇所」と「理由」を別紙（様式自由）にて記載の上、提出をお願いいたします。	赤本 p 49
5	「計画書第1号様式その4」「B2」に記載する温対法メニューが複数名称の商品名を包含している場合、商品名等は同一セル内に複数記入でしょうか。「～等」と記入してよいでしょうか。	同一セル内に、商品名をすべて記入してください。	赤本 p 51
6	メニューごとに発電所を記載する様式となっておりますが、メニューごとに発電所を特定していない場合は記載不要で問題ないでしょうか。	メニューごとに発電所を特定していない場合は、「多様な再生エネルギーメニューの提供について具体的な措置の考え方」欄にその旨を記載してください。（発電所の記載は不要です）	赤本 p 51
7	「調達した電気」と「非化石証書」のトラッキング情報が基本一致していませんが、電気本体の調達発電所を記載すればよろしいでしょうか。	「調達した電気」本体の調達発電所を記載してください。「再生可能エネルギー利用量」「再生エネルギー証書かつ再生エネルギー電源利用量」「新設再生可能エネルギー利用量」の算定については、「調達した電気」と「非化石証書」のトラッキング情報の一致は必要ありません。	赤本 p 49
8	非化石証書が付与された電力量を「調整後排出係数」と「再生可能エネルギー利用量」等に用いる場合、エネルギー環境計画書制度と、温対法における非化石証書の適用時期は、同じでしょうか。	温対法と同様に「電気事業者が当該年度の調整後二酸化炭素排出量の算定に利用できる非化石証書は、当該年（前年度の1月から3月まで及び当該年度の4月から12月）に発電されたFIT電気及び非FIT非化石電気に係る非化石証書とする。」とします。	
9	利用量や供給量など、送電端値での報告と認識していますが可能な限り項目ごとに明記いただきたいです。	電源からの電力調達量については「送電端」を、需要家への供給量は「使用端」における値をご記入ください。	赤本p11
10	「再生可能エネルギー利用率」、「再生エネルギー証書かつ再生エネルギー電源利用率」、「新設再生可能エネルギー利用率」、それぞれを計算するにあたり、分子となる「量」は再生エネルギーの電力量を指すのか、非化石証書が付与された電力量を指すのかを明確にしたいだけますでしょうか。	それぞれ分子となる量を示します。 ・再生可能エネルギー利用量 = 再生エネルギー証書付与電気量（電源種は問わない） + 証書未発行の再生エネルギー電源からの電気量 ・再生エネルギー証書かつ再生エネルギー電源利用量は、上記の再生可能エネルギー利用量のうち、再生エネルギー電源からの電気量のみ ・新設再生可能エネルギー利用量は、上記の再生エネルギー証書かつ再生エネルギー電源利用量のうち、2024年度以降に運転を開始する再生エネルギー電源からの電気量	赤本 p 24、25、29

番号	ご質問	回答	ガイドラインのページ
11	「再エネ証書かつ再エネ電源利用率」及び「新設再生可能エネルギー利用率」について、別の電源の証書でもよいでしょうか。	「再エネ証書かつ再エネ電源利用率」及び「新設再生可能エネルギー利用率」の算定に用いる再エネ証書は、別の再エネ電源の証書でも構いません。	
12	新設再生可能エネルギー利用量の「新設」とは、どの期間の発電量をカウントするのでしょうか。	新設再生可能エネルギー利用量は、再エネ証書かつ再エネ電源利用量のうち、2024年度以降に運転を開始する再エネ電源から調達し供給した電気の量とします。	赤本p29
13	温対法メニューごとに電源構成を報告出来る理解でよいでしょうか。	メニューごとの電源情報を記入することにより、電源構成を報告できます。	赤本p51
14	令和6年3月31日をもって、小売電気事業者を休止し取次事業者となりますが、計画書の対象事業者になりますか。	制度対象の確認調査時点において、都内への電力供給の計画がない場合は本制度の「計画書提出」の対象外になります。	